

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月25日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	石川県
3. 市区町村名	かほく市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kahoku.ishikawa.jp/www/04/402/001/000/index_3721.html">http://www.city.kahoku.ishikawa.jp/www/04/402/001/000/index_3721.html</a>

執行機関名 かほく市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	経済的理由によって就学が困難な児童及び生徒の教育の機会均等の確保のための事業であって規則で定めるもの(以下「就学援助事業」という。)の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		かほく市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 2の項 経済的理由によって就学が困難な児童及び生徒の教育の機会均等の確保のための事業であって規則で定めるもの(以下「就学援助事業」という。)の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	かほく市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条に規定する <u>教育の機会均等</u> の趣旨にのっとり、経済的理由のため就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助(以下「就学援助」という。)を行い、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		かほく市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	かほく市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱第2条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	かほく市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱第2条の規定による受給資格の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	かほく市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱第2条第2号イ
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	かほく市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
備考		